

## 電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2012（案）

2012年\*月  
総務省

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針<sup>1</sup>」（以下「基本方針」という。）に基づき、2012年度における「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）の具体的な実施プロセス等の詳細について、以下のとおり定める。

なお、評価結果については、2013年7月を目途に取りまとめ、意見招請を実施して最終的に確定する。

## 1 2012年度競争評価の基本的な考え方

### 1-1 定点的評価

2010年度以前の定点的評価は、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域を対象としてきた。

2011年度の競争評価2011においては、近年の無線の高速ブロードバンド化が進展する中、急速に拡大しつつある移動系のデータ通信に関する市場の分析・評価を新たに行うため、その領域を「データ通信（移動系、固定系、ISP（固定系）」、「音声通信（移動系、固定系）」、「法人向けネットワークサービス」に再構成した<sup>2</sup>。また、従来から収集してきた市場規模・事業者別シェア、市場集中度、料金といった基本データに加え、幅広い要素を勘案して分析・評価を実施した。

2012年度においては、競争評価2011の枠組みを原則として維持し、上記の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定（「3 市場の画定」（P6参照）する。その一方で、電気通信サービスは多様化・複雑化を重ねており、その市場への影響を多様な側面から把握し、適切に分析していく必要があることから、基本データの整理・拡充を図る。例えば、需要側データについては、これまで取得してきた利用者向け通信サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを取り扱う。また、供給側データについても、移動系通信における超高速ブロードバンドサービスの成長や市場の再編といった環境変化が進む中、以下の点に留意しつつ分析した上で評価を行うこととする。

#### (1) データ通信（移動系）

競争評価2011では、評価に当たっての新たな勘案要素として、①MVNO の動向、②SIM ロック解除の状況、③番号ポータビリティの状況、④移動系と固定系の連携サービス、VoIP、M2M の動向、⑤データ通信専用端末等の動向、⑥ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係についての分析を実施した。

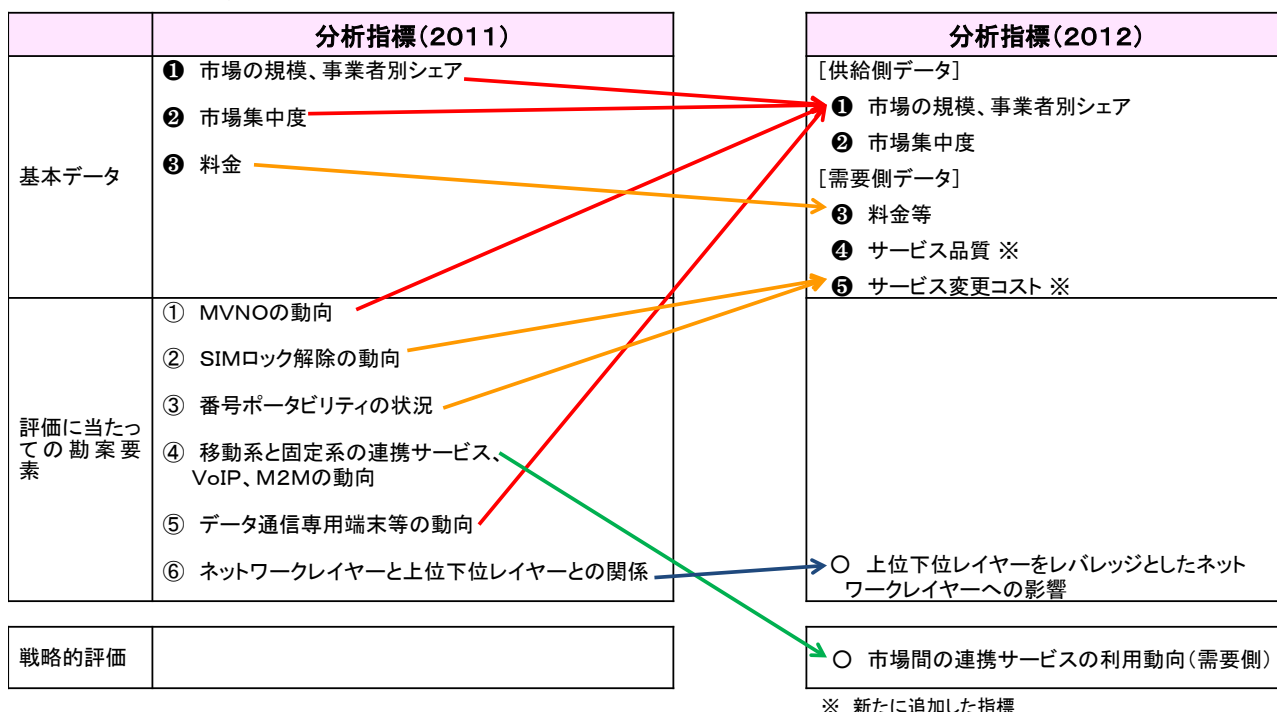
<sup>1</sup> 2012年（平成24年）2月改定。

<sup>2</sup> 基本方針 P.1 参照

2012年度の競争評価においては、MVNO及びデータ通信専用端末等が移動系通信市場の中で今後の成長が見込まれる分野であり、事業者の参入・退出の状況や通信トラフィックの逼迫のバロメータとしての役割が高まると考えられることから、前記①及び⑤について市場規模・事業者別シェアを把握するための基本データの一部として収集を継続し、分析を行う。また、利用者の通信サービス変更コストに関連する重要な指標である②SIMロック解除及び③番号ポータビリティの状況を①及び⑤と同様に基本データとして取り扱う。⑥については、上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響を含めた分析を実施する。<sup>3</sup>

なお、④については、通信モジュール(M2Mを含む。)を除き、市場間関係の動きの一つとして戦略的評価(P5参照)の中で取り上げる(通信モジュール(M2Mを含む。))については、⑤のデータ通信専用端末等の動向の中で取り扱うこととする。

### 【移動系通信市場の分析指標】



### (2) データ通信(固定系)

競争評価2011においては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進む中、ブロードバンド市場及びその中心的存在である FTTH 市場を分析・評価の対象とした上で、①設備競争の状況、②事業者間取引の状況、③固定系と移動系の連携サービスの動向、④ISP とのセット販売、⑤事業者グループの状況を評価に当たったの勘案要素に加えた。前記の①では、設備面で見えた回線数(都道府県別データを含む)、電柱・管路等の貸与実績のデータ等を、また②ではダークファイバ貸出状況等のデータをそれぞれ分析対象とした。

<sup>3</sup> 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果」(2012年5月)において指摘したとおり、「現行の電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)。以下「報告規則」という)に基づくデータのみでは、移動体データ通信サービスの契約数を正確に把握していない」ことを踏まえ、2012年度の競争評価では特に、移動体データ通信サービスに関する正確なデータの把握に努めることとする。

2012年度の競争評価においては、「光の道」構想に関する基本方針(2010年12月)中、毎年度の継続的なチェックのための「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携については、制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証についても念頭に置きつつ、引き続き強化を図っていく必要がある。そこで、前記の①及び②については、そのための基本データにも当たることから、継続して収集・分析を行う。③、④及び⑤については、市場間の連携サービスの動きの一つとして戦略的評価(P5参照)の中で取り上げる。

### 【データ通信(固定系)の分析指標】

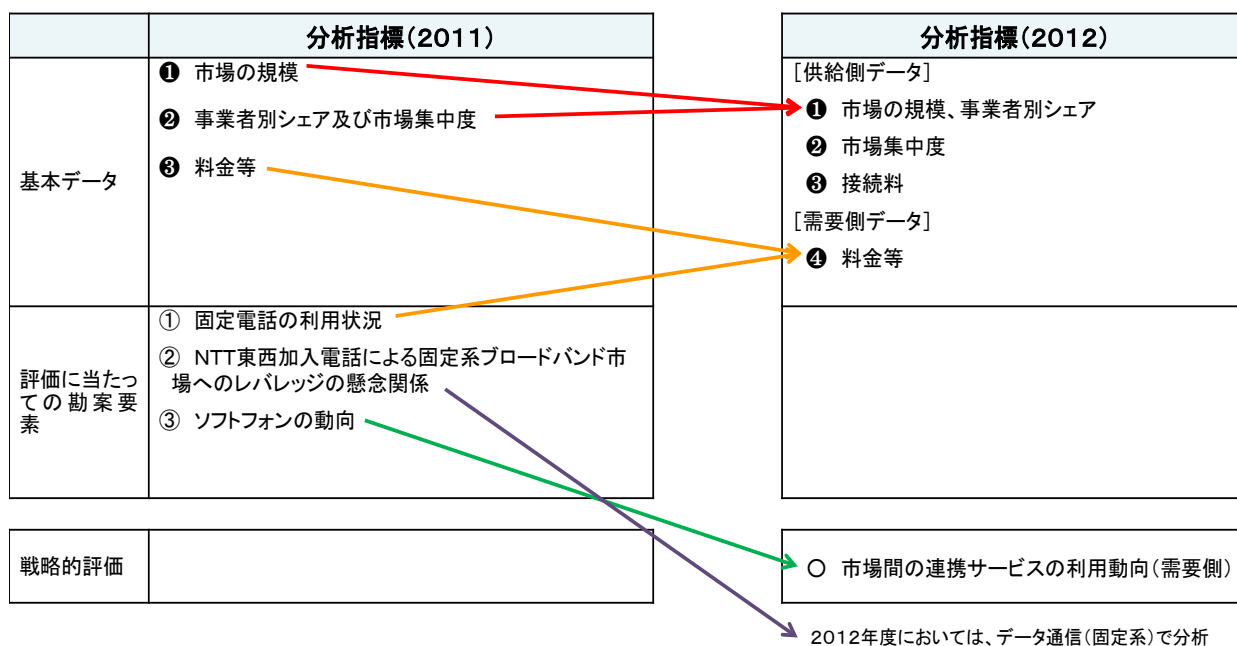
	分析指標(2011)	分析指標(2012)
基本データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市場の規模</li> <li>② 事業者別シェア及び市場集中度</li> <li>③ 料金</li> </ul>	[供給側データ] <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市場の規模、事業者別シェア</li> <li>② 市場集中度</li> <li>③ 設備競争の状況</li> <li>④ 事業者間取引の状況</li> </ul> [需要側データ] <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 料金等</li> <li>⑥ サービス品質 ※</li> <li>⑦ サービス変更コスト ※</li> </ul>
評価に当たっての勘案要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設備競争の状況</li> <li>② 事業者間取引の状況</li> <li>③ 固定系と移動系の連携サービスの動向</li> <li>④ ISPとのセット販売</li> <li>⑤ 事業者グループの状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジの懸念関係 (2011年度においては、音声通信(固定系)で分析)</li> <li>○ FTTH市場における参入が進んでいないエリアの状況 ※</li> </ul>
戦略的評価		※ 新たに追加した指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場間の連携サービスの利用動向(需要側)</li> </ul>

### (3) 音声通信(固定系)

競争評価2011では、市場評価に当たっての新たな勘案要素として、①固定電話の利用状況、②NTT 東西加入電話による固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念関係、③ソフトフォンの動向についての分析を実施した。

2012年度の競争評価においては、前記①の固定電話の利用状況については、サービス料金と並んで利用者の動向を把握する上で不可欠な情報であることから、基本データの一部として収集を継続し、分析を行う。また、②についてはデータ通信(固定系)の評価に当たっての勘案要素として取り上げることとし、③については市場間関係の動きの一つとして戦略的評価(P5参照)の中で取り上げる。

## 【音声通信(固定系)の分析指標】



### 1-2 戦略的評価

戦略的評価は、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、特定のテーマに焦点を当ててものとして2006年度から実施しており、本年度における具体的テーマについては、以下のとおりとする。

#### (1) 移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境(供給側)

2012年6月の電気通信事業法施行規則の一部改正において、第二種指定電気通信設備の指定の基準が端末シェア 10%超に改められたことに伴い<sup>4</sup>、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話に続き、ソフトバンクモバイルを4社目の当該設備を有する事業者とすべく、現在、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が行われている<sup>5</sup>。

また、2011年度末時点において、MNO上位3社の移動系通信市場におけるシェアは93.5%<sup>6</sup>に達しており、上位3社とそれ以外のMNOであるイー・アクセス<sup>7</sup>やMVNO各社との競争環境

<sup>4</sup>第二種指定電気通信設備制度では、業務区域における特定移動端末設備の占有率(以下「端末シェア」という。)25%超を有する電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を第二種指定電気通信設備として指定し、同設備を設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課していたところであり、今般の電気通信事業法施行規則の一部改正において、この第二種指定電気通信設備の指定の基準が端末シェア 10%超に改められている。(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成24年総務省令第54号)参照)

<sup>5</sup>独占禁止法においては、「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、当該市場(行為の対象となる商品と機能・効用が同様であり、地理的条件、取引先との関係等から相互に競争関係にある商品の市場)におけるシェアが10%以上又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安となる。ただし、この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではなく、当該行為によって、「競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある場合」に違法となる。(「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」中(注7)参照)

<sup>6</sup>ソフトバンクが発行済株式数の100%を保有するウィルコム(非連結会社)の契約数とソフトバンクモバイルの契約数とを合算した場合、MNO上位3社のシェアは97.0%に達する。

<sup>7</sup>イー・アクセスについては、ソフトバンク及びイー・アクセスの報道発表(2012年10月1日)において、ソフトバンクが株式交換を通じてイー・アクセスを完全子会社化することが公表されている。

は著しく異なっていると考えられることから、これらの事業者のうち、特に新規参入事業者であるMVNO事業者の参入・退出の状況や事業内容のパターン分類、MVNO事業者から見た競争条件についての分析を行う。

なお、必要に応じ、海外の移動系通信市場における新規参入事業者の参入状況等に関する海外調査を実施する。

## (2) 市場間の連携サービスの利用動向(需要側)

競争評価2011においては、移動系と固定系について、音声通信とデータ通信とに分けて分析等を行った。移動系／固定系又は音声通信／データ通信といった視点から見たバンドルサービスについては、ADSL、FTTH、スマートフォンといった新たな技術と製品が普及するに従い、ISPとのセット販売や移動・固定の連携サービスが登場するなど、徐々に市場間の連携サービスが深化してきている。また、移動系／固定系にまたがるサービスとしてVoIP(ソフトフォン)の利用が拡大してきている。

競争評価2011では、FTTHやスマートフォンを中心とした新たなサービスの組み合わせについて、勘案要素として分析した。2012年度の競争評価においても、市場間の連携サービスの利用動向、FTTH市場における市場支配力が固定電話やISPといった隣接市場に及んでいないか、また、スマートフォンを中心とした連携サービスがどのように成長しており、現行の移動系、固定系それぞれの市場にどのような影響を及ぼしているかといった点について検討するとともに、他業種との連携サービスを含めた事業者グループの状況についても、引き続きその動向の把握に努めることとする。

## (3) 固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析

近年、移動系データ通信のサービス形態が回線サービスのみならず、コンテンツ、SNS、動画配信や音楽配信等のプラットフォーム、端末といったネットワーク以外の上位・下位レイヤーのサービスとの連携も見られるようになってきていることを踏まえ、特に、利用者の急増が著しいプラットフォームを含む、上位レイヤーの動向を把握する観点から、昨年度に引き続き、「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービス利用分析」を取り上げることとする。

## 2 情報収集

### (1) 需要者(利用者)側からの情報収集

2012年度の情報収集は、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価、さらに戦略的評価について、「情報通信白書」、「通信利用動向調査」等における、総務省が従来から実施している調査の結果を活用するとともに、必要に応じ、利用者アンケート調査(Web アンケート含む。)も実施する。

## (2) 供給者(事業者)側からの情報収集

2012年度は、これまでの競争評価の実績も踏まえつつ、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域について、アンケート調査等に基づく情報収集を行う。また、戦略的評価のテーマについても、関係事業者等の協力を得ながら必要な情報収集に努める。

事業者等からの情報収集は、具体的には次のように行う。

- ① 報告規則において提出が義務付けられている情報については、新たに提出を求めない。
- ② 報告規則で不足する情報は、競争評価独自の調査として必要に応じて収集する。また、関係事業者等からのヒアリング等も活用する。

## 3 市場の画定

本年度における市場の画定については、2011年度に画定された市場を原則踏襲しつつ、以下のとおりとする。

なお、電気通信事業分野の市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることが適当ではない。変化を重ねる同市場の競争状況を的確に把握していくため、分析・評価の継続性を考慮しつつ、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。

### (1) 移動系通信(音声通信・データ通信)

移動系通信については、近年の移動系のデータ通信サービスの動向を踏まえ、移動系通信(音声通信)市場、移動系通信(データ通信)市場として、それぞれ別々に画定する。また、大幅に契約数を伸ばしているBWA及び大手2社のサービス開始に伴いさらなる成長が見込まれるLTEについては、移動系超高速ブロードバンド市場として一体的に捉え、移動系通信(データ通信)市場の部分市場として画定する(図2及び図4参照)。

ただし、移動系通信(音声通信)及び移動系通信(データ通信)については、2011年度末時点では、契約者数や事業者別シェア等を比較するとほぼ同じ状況にあったことから、当面、両市場の競争状況の評価に当たっては「移動系通信市場」として一体的に取り扱うこととするが、今後、データ通信専用端末の伸びが予想される中、音声通信とデータ通信別々の評価も視野に入れた分析を行うこととする。

また、従来は携帯電話市場及びPHS市場をそれぞれ部分市場として画定してきたところであるが、①PHSサービスの契約数が移動系通信サービス全体に占める割合は依然として小さいこと、②PHSサービス提供事業者がソフトバンク傘下のPHS会社ウィルコムのみであり、最近ではソフトバンクモバイルの回線(携帯電話サービス)と併用可能な一体型の端末が提供されていること、③さらに、今後、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入も想定されていることを考慮し、個別の市場としての画定は行わない。

## (2) データ通信(固定系)

FTTH、ADSL 及びCATVインターネットについては、各サービスを一体的に捉えた固定系ブロードバンド市場として画定した上で、それぞれのサービスを固定系ブロードバンド市場の部分市場として画定する。また、FTTHについては、「戸建て+ビジネス向け」と「集合住宅向け」をそれぞれFTTH市場の部分市場として画定する。さらに、インターネット接続サービスについては、ISP(固定系)市場として画定する(図3参照)。

なお、ナローバンド市場については、近年契約数が減少傾向にあることを考慮し、市場としての画定は行わない。また、固定系ブロードバンド市場の部分市場であるCATVインターネット市場については1地域1事業者による事業展開という現状等を考慮し、ADSL市場については市場規模が縮小傾向にあることを考慮し、データ収集・分析のみを行う。

## (3) 音声通信(固定系)

NTT 東西加入電話、直収電話、CATV 電話及び 0ABJ-IP 電話については、利用者の用途、市場の需要代替性の有無等を勘案し、各サービスをあわせて1つの市場とみなし、固定電話市場として画定する。また、050-IP 電話については、固定電話と異なり、電話番号の地域特定性がなく、通話品質や緊急通報・通話等に制約があることも踏まえ、固定電話市場とは別の市場として画定する(図1参照)。

なお、中継電話市場については、市場規模が縮小傾向にあることを考慮し、市場の画定は行わない。

## (4) 法人向けネットワークサービス

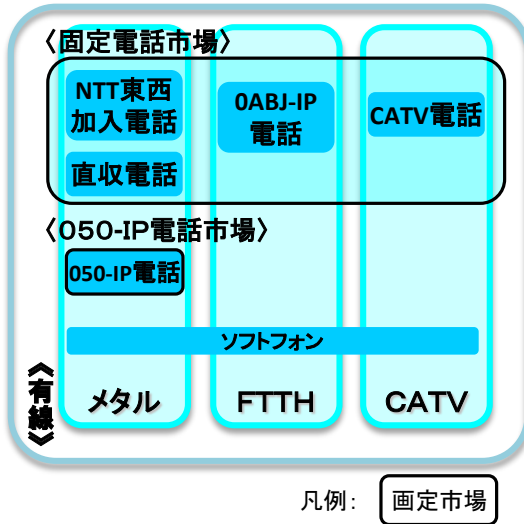
IP-VPN、広域イーサネット、インターネット VPN 及びNTT東西のフレッツ VPN ワイド等については、各サービスを一体的にWANサービス市場として画定する(図5参照)。

なお、専用サービス市場については、「接続専用回線」を除く契約数が減少傾向にあることを考慮し、市場としての画定は行わない。

音声通信(固定系、移動系)領域の市場画定

図1 音声通信(固定系)

＜サービス市場＞



＜地理的市場＞

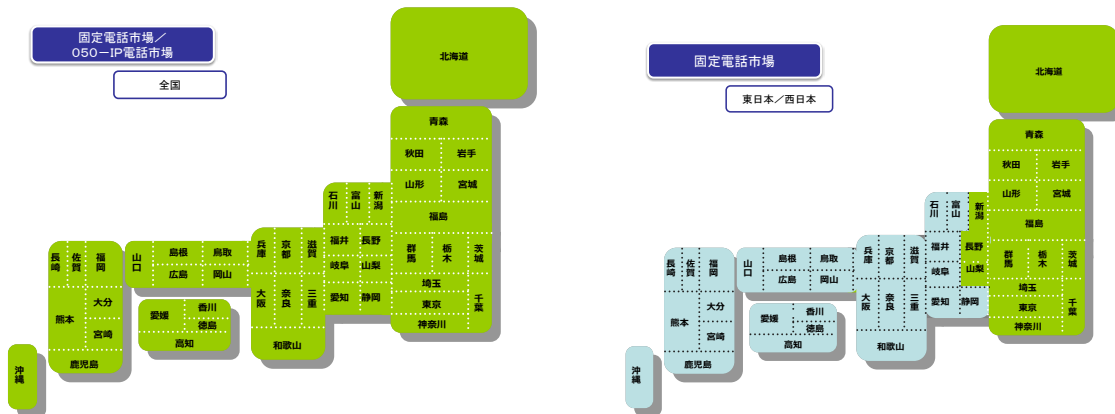
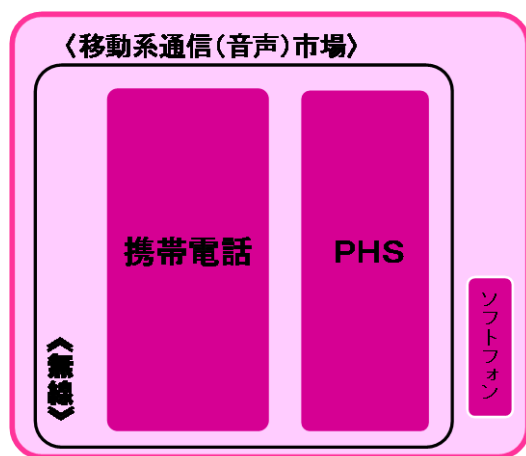




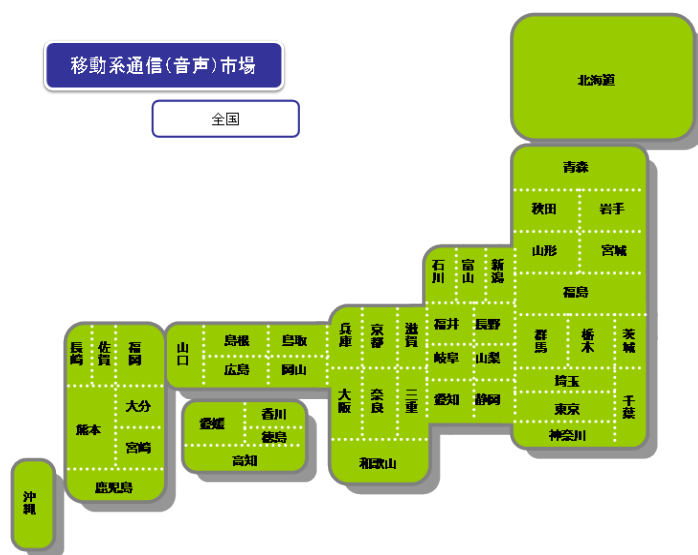
図2 音声通信(移動系)

<サービス市場>



凡例: 画定市場

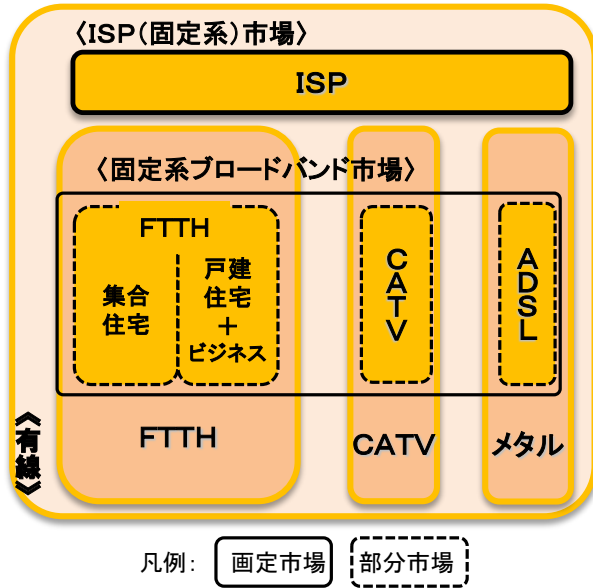
<地理的市場>



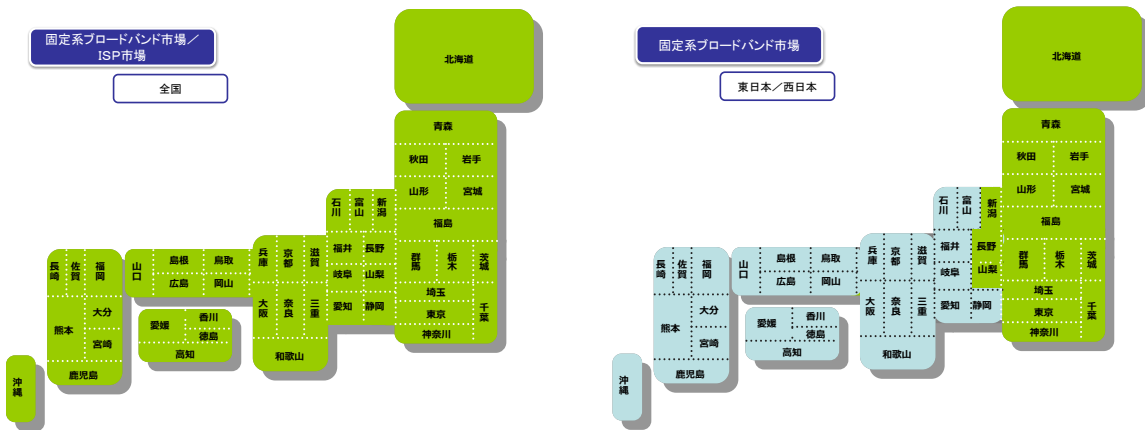
データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))領域の市場画定

図3 データ通信(固定系、ISP(固定系))

<サービス市場>



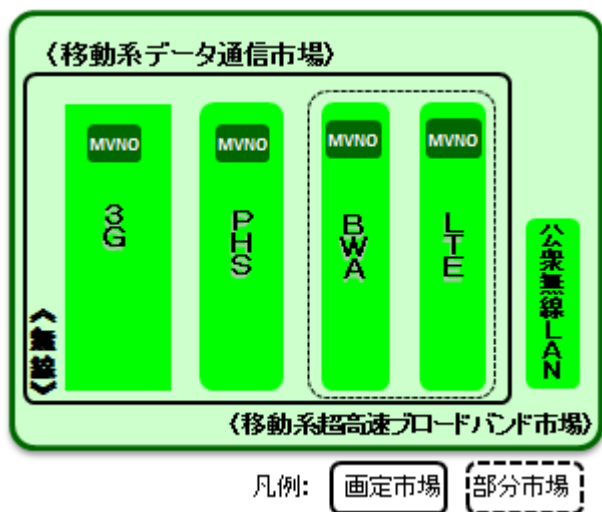
<地理的市場>



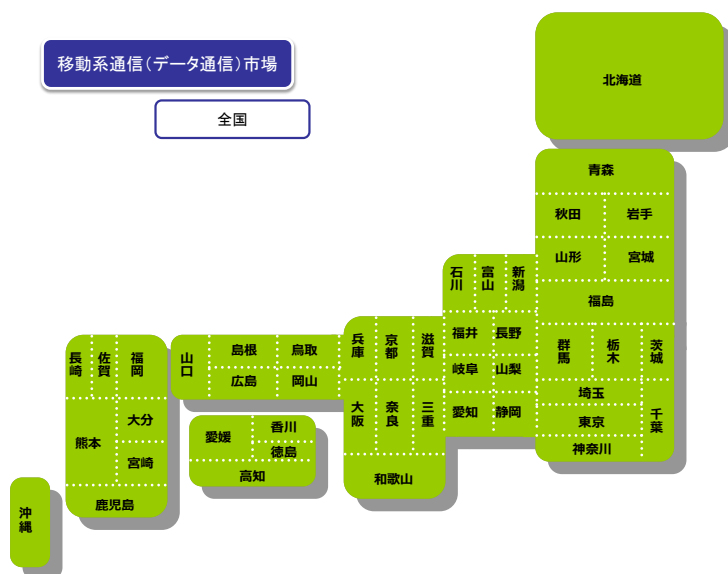
※ 固定系ブロードバンドについては、ブロック別（10ブロック：電力系事業者の業務地域）、都道府県別の分析も併せて行う

図4 データ通信(移動系)

<サービス市場>



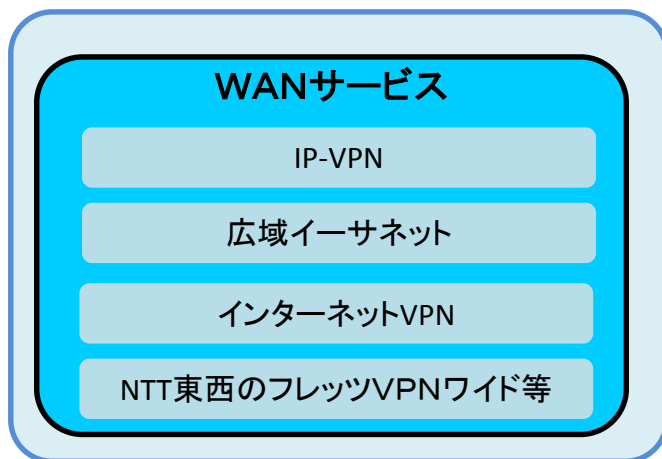
<地理的市場>



## 法人向けネットワークサービス領域の市場画定

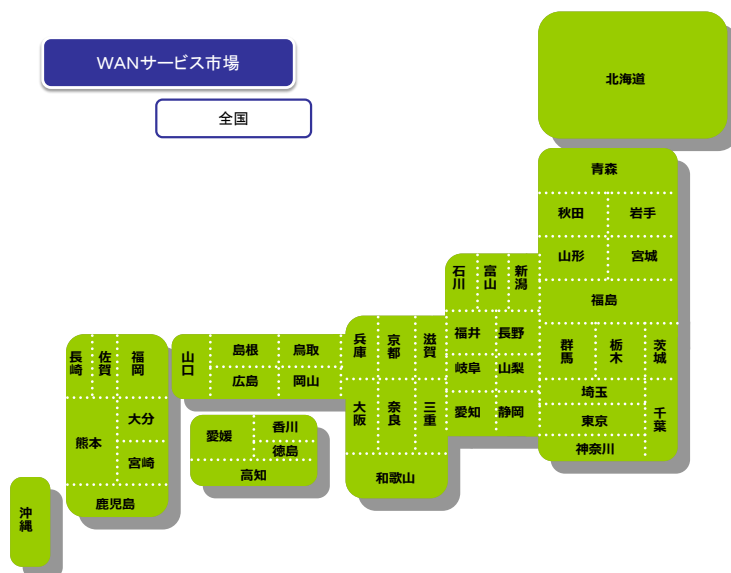
図5 法人向けネットワークサービス

### <サービス市場>



凡例: 画定市場

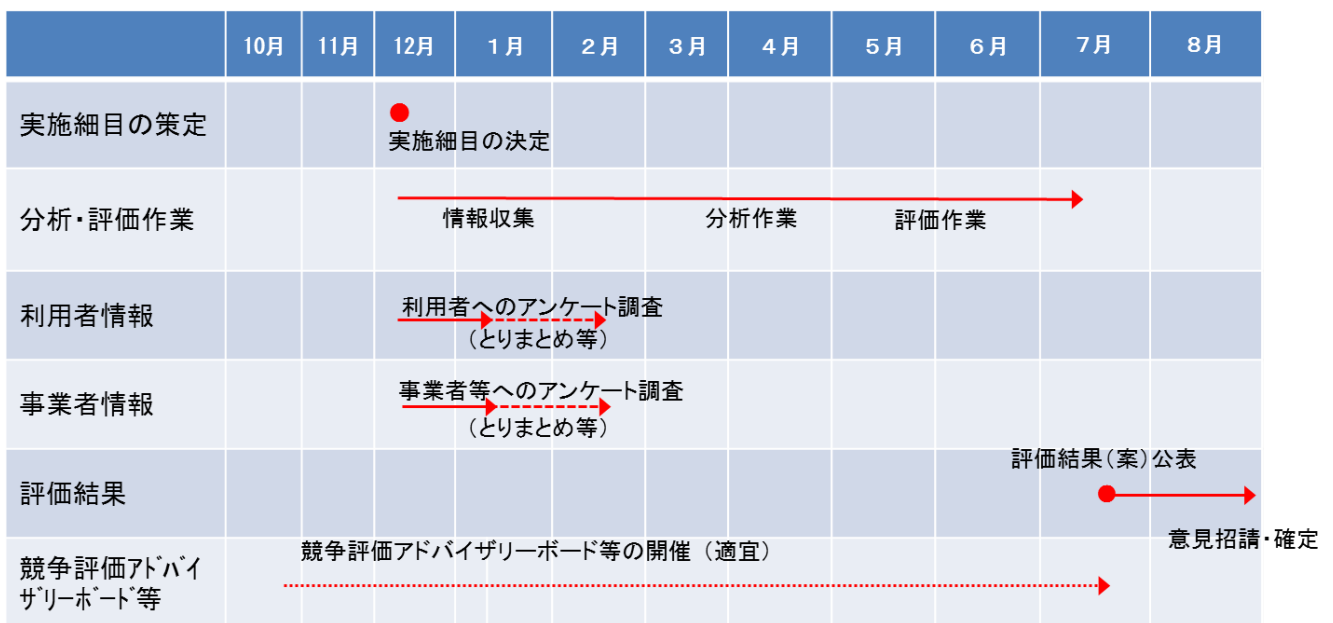
### <地理的市場>



## 4 実施スケジュール

本実施細目について意見招請の結果も踏まえて決定した後、2012年11月頃から情報収集活動を含めた具体的な分析・評価の作業を開始することとし、翌年7月を目途に本年度の評価結果(案)を公表し、意見招請を経て、速やかに確定することとする。この間、利用者や事業者等へのアンケート調査を行う(1月頃、追加的な調査が必要な場合は関係事業者等に個別に依頼することもあり得る)。

なお、実施細目や評価結果(案)の意見招請等に伴い、適宜、必要に応じ、競争評価アドバイザーボードの開催や関係事業者への説明を実施する(下図参照)。内容の詳細についてはその都度周知する。



## 需要者(利用者)側から収集する情報とその取扱い

### 1 情報収集の基本的考え方

需要者(利用者)側から収集する情報は、サービスや機能の需要の代替性を図る上で重要なデータである。

したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、市場の競争状況の分析に活用するとともに、最終的な評価結果にも反映する。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

### 2 情報収集の方法

情報通信白書、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が実施している調査の結果を活用するとともに、必要に応じてWebアンケート等を実施する。なお、収集する情報の内容は別紙1のとおりである。

## 利用者側から収集する主な情報

### I 固定電話関連

- ① 固定電話サービスと固定系インターネット接続回線サービスの関係性
  - ・利用しているサービスの組合せ
- ② 番号ポータビリティ
  - ・番号ポータビリティに関する認知度
  - ・利用状況

### II 移動系通信関連

- ① 回線契約状況
  - ・固定系と連携したサービスの利用状況
- ② 端末の保有状況
- ③ 料金
  - ・各種設定料金、割引制度の利用状況
- ④ MVNOサービス
  - ・MVNOサービスに関する認知度
  - ・利用状況
- ⑤ SIMロック解除
  - ・SIMロック解除に関する認知度
  - ・利用状況、利用意向
- ⑥ 番号ポータビリティ
  - ・番号ポータビリティに関する認知度
  - ・利用状況、利用意向
- ⑦ ネットワークレイヤーと上位・下位レイヤーとの関係
  - ・回線契約を行う際の選択基準
- ⑧ 端末レイヤー
  - ・端末を選択する際の基準
- ⑨ コンテンツ・アプリケーションレイヤー及びプラットフォームレイヤー
  - ・サービスの利用状況

⑩ ソフトフォンの動向

- ・ 利用状況

Ⅲ I S P 関係

① I S P サービスと F T T H サービスの関係性

- ・ 利用しているサービスの組合せ



## 供給者(事業者)側から収集する情報とその取扱い

### 1 情報収集の基本的考え方

「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域に関する情報を、事業者等から収集する。

収集する情報は、報告規則によって収集されるものを含め、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各事業者に対して提出を求める。

また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者に対して必要に応じて情報の提出を求める。

なお、競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等、透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

### 2 報告規則に基づく情報

報告規則によって各事業者から提出されている情報については、改めて提出を求めない。

### 3 報告規則以外の情報

競争状況の分析を行うために必要な情報については、各事業者等の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。なお、収集する情報の内容は別紙2のとおりである。

収集方法については、分析を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリングを通じて各事業者等から情報を収集することとする。

## 事業者側から収集する主な情報

### I 固定電話関係

- ① O A B ~ J 番号 ( I P 電話) の都道府県別利用番号数
  - ・ O A B ~ J 利用番号数  
(利用者向け/事業者向け別)
- ② 番号ポータビリティ利用者数

### II F T T H 関係

- ① 参入が進んでいないエリアの状況
  - ・自治体 I R U を活用したサービス提供状況  
(都道府県別、箇所数、回線数)
- ② 事業者間取引の状況
  - ・相互接続契約に基づく光ファイバ提供状況  
(提供先事業者数、貸出回線数 (都道府県別、端末系別))
- ③ N G N サービスの提供状況
  - ・契約数  
(都道府県別、戸建て+ビジネス/集合住宅別)

### III 移動系通信関係

- ① 携帯電話・ P H S アクセスサービスの契約数
  - ・契約数  
(音声通話可能なサービス/データ通信専用サービス別)
- ② 端末種類数
  - ・発売端末種類数
  - ・上記のうち、 S I M ロック解除可能な端末種類数
- ③ S I M ロック解除件数
- ④ フィーチャーフォン・スマートフォン向け料金体系 (データ通信)
  - ・完全定額パケットサービスの提供状況  
(月額料金、契約者数)

⑤ 通信モジュール

- ・サービスの提供状況

(月額料金、契約数、利用例)

⑥ MVNO

- ・MNO—MVNO間の契約状況

(契約形態、接続料/卸料金)

- ・MVNO提供サービスの契約プラン

(月額料金、契約数、利用形態)